写楽の運用規定

- 一笑会に写楽と名付けた写真の集いを設ける
- 写真の集いとして年 1 回の写真の品評会を行い、不定期に撮影会及び講習会の計画をする
- 活動を通じて「写真技術の向上」と「楽しく自由な交流」を図る
- 写楽の運営は役員が担い、企画及び実行は役員の中から選出される担当 者が行う
- 撮影方法は写せる機能が有る機器であれば制限がない
- 品評会に提出する写真は担当者がテーマを設けた場合はそれに従う
- 品評会に提出する写真は未発表の自分の作品(A4 プリントまたは相当品) を担当者が設けた枚数を限度に提出できる
- 活動に関する費用については、実費としその都度、徴収する。年間運用費 は徴収しない
- この集い(写楽)には一笑会メンバーの知人も参加・出展出来る
- 組写真のように撮影したものを編集したものも出品対象とする
- 今後の活動内容の決定、運用規定の変更は、役員会で協議し決定する

2014年6月14日 2016年7月16日改正 2017年1月14日改正 2022年9月15日改正